事務連絡

令和６年５月２２日

介護員養成研修指定事業者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重県医療保健部長寿介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・

生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いの継続について

　平素より介護員養成研修の円滑な運営に尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

　標記の件について、令和３年６月29日付け事務連絡に基づき、本県における新型コロナウイルス感染症への影響下限りの取扱いとして、全ての課程において通信学習の活用による実施も可能としているところですが、今般、別添のとおり厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課から令和６年４月16日付け事務連絡がありました。

　つきましては、全て通信学習の活用による実施を可能とする本県の取扱いについては当面の間継続することといたします。

なお、研修の実施にあたっては引き続き令和３年６月29日付け事務連絡にご留意のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

事務連絡

三重県医療保健部長寿介護課

居宅サービス・介護人材班

電　話：059-224-2262

ＦＡＸ：059-224-2919

E-mail：[chojus@pref.mie.lg.jp](mailto:chojus@pref.mie.lg.jp)